破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３９１号
さいたま市西区大字植田谷本406番地４
破産者　小山　美枝
１　決定年月日　平成25年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４００号
埼玉県和光市白子３丁目40番14号　タクト成増103
破産者　黒須佐恵子
１　決定年月日　平成25年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
佐賀県西松浦郡有田町南原丁13番地６
破産者　深浦　和子（旧姓江島）
１　決定年月日　平成25年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第５２８号
札幌市清田区真栄５条３丁目17番３号
破産者　田中　克弘
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９８７号
札幌市東区北37条東13丁目３番２号　ハイツ37Ｂ102号
破産者　舘下　敏文
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
岩手県奥州市水沢区字桜屋敷546番地２
破産者　千田　伸安
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１０号
山形県寒河江市大字寒河江字五反23番地の２、開始決定時の住所山形県寒河江市西根１丁目１番43号
破産者　仁藤塗装店こと　仁藤　邦夫
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２号
山形県北村山郡大石田町緑町14番地４
破産者　小林工務店こと　小林　　毅
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７８号
愛知県尾張旭市北山町六反田47番地
破産者　テクニカル空調サービスこと　近藤　浩次
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４２号
京都府八幡市男山笹谷８番地―Ｄ２―404
破産者　桑原　和幸
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８１号
神戸市兵庫区浜山通２丁目５番15―311号
破産者　山口　正平
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４号
京都市南区久世中久世町２丁目45番地１ヴィラ・ブルーメ101、開始決定時の住所兵庫県川西市久代４丁目２番48号
破産者　小川　勇二
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目28番５―203号、従前の住所京都府亀岡市畑野町広野平井24番地１
破産者　辻本　光浩
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
兵庫県川西市寺畑２丁目16番４号102
破産者　山本　信之
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
佐賀県鳥栖市養父町502番地５
破産者　西田　幸治
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島298番地３　サンハイツ城東202号
破産者　江口　好恵
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
熊本県上益城郡御船町大字滝川1393番地40、前住所千葉県習志野市鷺沼台１丁目４番15―101号
破産者　髙木　　進
１　決定年月日　平成25年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２号
岩手県久慈市山形町戸呂町第10地割　下舘建設株式会社山形村営業所内、住民票上の住所秋田県能代市二ツ井町字比井野71番地
破産者　夢アトリエ未来建築工房こと　佐藤　治己
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第３８号
新潟県長岡市宮本町１丁目甲750番地２
破産者　小林　丈夫
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係